

利用者の皆様へ墓碑等建立についての注意事項

1. 墓碑等の建立期限について

- ① 墓碑等の建立については、利用許可の日から3年以内となっております。

2. 手続きについて

- ① 工事のための霊園一時使用許可申請は、工事着手の3日前まで（土、日、祝日を除く）に市役所霊園窓口又は霊園管理事務所に提出してください。
- ② 工事完了後、すみやかに霊園管理事務所の立会検査を受け、工事完了届を提出してください。
※業者の方が代わりに申請することも可能です。

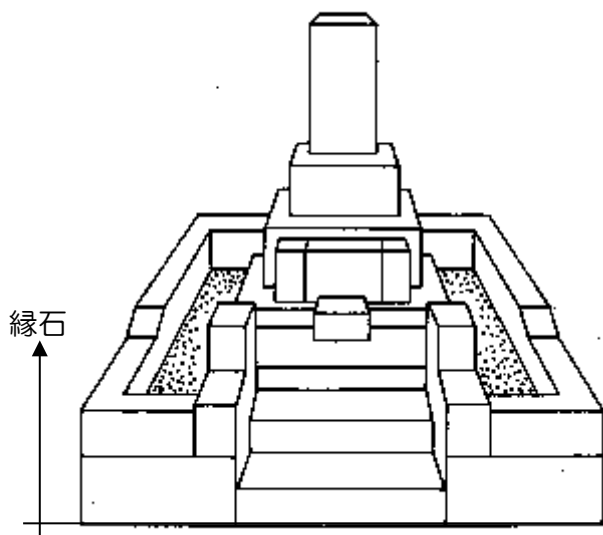
3. 建立にあたっての注意

- ① 建立にあたっては、墓碑、盛土設備、囲障及び植栽の高さに制限があります。（参考図参照）
なお、石の種類は自由です。
- ② 利用区画をはみ出てはいけません。また、通路との境界部分の縁石の内側に建立してください。
- ③ 背面に墓所がある場合は、墓碑等の正面は、通路側を向くようにしてください。
- ④ 必ず基礎を設けるようにしてください。
- ⑤ 植栽をする場合は、根を含め、樹木が利用区画の外に出ないように、対策を講じてください。
- ⑥ 囲障を設ける場合は、倒壊等が起こらないよう、対策を講じてください。

4. その他

- ① 墓碑等の建立にあたっては、「購入後1年で墓石にひびが入った」・「墓が傾いて建っている」・「契約で指定した以外の石で墓が作られた」・「建立後、購入店と連絡が取れない」等の契約、施工をめぐるトラブルが全国的に急増しております。
購入（契約）の際は保証の有無や保証期間など、複数の業者から話を聞くなどして、十分ご注意くださいようお願いします。

参考図（イメージ）



普通墓所

- (1) 墓碑及びこれに類する設備の高さ
2.5m以内（平尾霊園は4.5m以内）
- (2) 盛土設備の高さ
0.35m以内
- (3) 囲障の高さ
1.5m以内
- (4) 植栽の高さ
利用地の最短径を超えることができない。

石材業者の皆様へ注意事項

1. 手続きについて ※令和2年4月1日から

- ① 墓碑及びこれに類する設備の高さ等は、条例等で定められておりますので、必ず守って下さい。
- ② 工事のための霊園一時使用許可申請書は、工事着手の3日前まで（土・日・祝日を除く）に、市役所霊園窓口又は各霊園管理事務所に提出して下さい。
 - ・一時使用許可申請書裏面の利用者は、墓所の利用者又は承継予定者に限ります。
 - ・【A区分・B区分工事の場合】以下の書類を添付して下さい。
 - （すべての工事）施工計画書
 - （解体を除く工事）墓碑の平面図・立面図
 - （建立・大規模改修工事）基礎図面・背筋図面
 - ※基礎工事の説明の有無等について、利用者に確認する場合があります。
 - ・使用料は、提出時に現金で支払ってください。
- ③ 工事期間中は、毎日、作業前に霊園管理事務所に立ち寄り、許可証を提示して下さい。また、帰る時も霊園管理事務所に立ち寄り、届け出して下さい。
 - ・【②の申請を工事を行う霊園以外に行った場合】②で提出した申請書等の書類一式（コピー）を、工事初日、工事を行う霊園の管理事務所に提出して下さい。
- ④ 工事の際は、工事施工許可証を見やすい場所に掲示して下さい。
- ⑤ 延長申請を行う場合は、使用期限の3日前まで（土・日・祝日を除く）に、工事を行う霊園の管理事務所に提出して下さい。（他には提出できません。）
また、使用料は、提出時に現金で支払ってください。
- ⑥ 【解体工事の場合】
 - カロート等の構造物の撤去後（土を掘った状態）及び工事完了後（更地の状態）に管理事務所へ連絡し、管理事務所の立会検査を受けてください。
- ⑦ 【A区分・B区分工事の場合】
 - 工事完了後すみやかに管理事務所へ連絡し、管理事務所の立会検査を受けてください。
- ⑧ 工事完了（立会検査）後、すみやかに管理事務所へ工事完了届を提出して下さい。
【解体工事の場合】工事完了届に、工事前、カロート等の構造物の撤去前・撤去後（土を掘った状態）、工事完了後（更地の状態）の写真添付が必要です。

2. 工事に当たっての注意

- ① 工事作業時間は、午前9時から閉園時間の30分前迄です。（清掃時間を含む）
なお、お彼岸・お盆の期間中及び日曜・祝日・年末年始は、工事等は一切できません。

（裏面に続く）

- ② 墓石工事着手前に、周辺墓石の状況を確認し、欠損等がある時は霊園管理事務所に連絡して確認を受けて下さい。その後の工事施工中及び施工後に欠損等が見つければ、施工業者が責任をもって対応して下さい。
- ③ 工事用資材等は整理整頓し、所有者がわかるように会社名等を明記して下さい。
- ④ コンクリート・モルタル等を使用するときは、通路等を汚さないよう養生シート敷いて作業して下さい。
- ⑤ 水汲み場を墓石工事で使用することは禁止しておりますので、工事用水を持参して下さい。また、墓石工事で使用した道具等を洗った排水や余った工事用水は、必ず持ち帰って処理して下さい。
- ⑥ バックホウ等については、バケット容量を最大0.15m³までとします。また、使用時はゴムマットの使用、もしくはゴムクローラー式を使用し、事故がおこらないよう十分注意して下さい。
- ⑦ フォークリフトやクローラ式建設機械を使用する場合は、墓石等をベニヤ板やマットなどで完全に養生保護して、事故がおこらないよう十分注意して下さい。
- ⑧ アウトリガー付重機を使用する場合は、隣接区画内に入らないようにしてください。また、使用時はゴムマット等を使用してください。
- ⑨ 背合わせの区画については、境界柱を設置しております。
なお、施工は縁石の内側にすることとし、隣接する区画が有る場合はその境界から1cm程度下げて建立して下さい。
- ⑩ 市が設置した縁石等を加工しないでください。
- ⑪ 霊園内の工事等については、事故を起こさないよう十分な安全対策を行い細心の注意を払って下さい。
万一、事故が起こった場合は、安全措置を講じたうえで、直ちに霊園管理事務所へ届け出て下さい。
- ⑫ 【解体工事の場合】
 - 1 市が設置した縁石以外の工作物はすべて取り除いてください。
基礎の一部を残したり、埋め戻したりはできません。
 - 2 縁石を加工（水抜き管設置等）または破損している場合は補修してください。
 - 3 解体工事が出た残材や伐採した樹木は持ち帰ってください。
※立会検査で確認します。

3. その他

- ① 市立霊園内において墓石のセールス等の営業行為は出来ません。
- ② 霊園内は歩行者優先ですので、工事車両は徐行運転し、歩行者の邪魔にならないように駐車して下さい。
- ③ 毎日、清掃用具を持参し、帰りに施工場所及びその周辺の清掃を行うとともに、墓石の保護材や墓石工事の際に余った碎石・モルタル・生コン等の残材及び工事業者の方が飲まれた飲料水の空き缶・空きビン等は全て持ち帰って下さい。

※上記の各注意事項に違反がみられる業者には、舗装等の現状復旧・清掃のやり直し等の措置、悪質な業者には霊園内への立ち入りをお断りする事があります。